

2026 年 8 月 31 日

所属長 各位

被保険者 各位

帝国ホテル健康保険組合

「令和 8 年度被扶養者資格の再確認」の件

いつも帝国ホテル健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

当健康保険組合では、「健康保険法施行規則第 50 条」及び「厚生労働省通知」に基づき、帝国ホテル健康保険組合に加入している扶養家族が、現在も被扶養者として適正な加入条件を満たしているかを確認するものです。被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図るための重要な調査となりますのでご協力をお願い致します。

記

【調査対象者について】

・平成 23（2011）年 4 月 1 日以前に生まれた（高校生以上）扶養家族を有する方

- ・すでに学校を卒業し、就職している家族を扶養のままにしている方
- ・年間収入（給与・年金・配当金収入等）で 130 万円（60 歳以上の方、又は障がい者は 180 万円）を超える家族を扶養している方（収入が健康保険組合で確認できなかった方は確認対象としています）
- ・他の健康保険に加入している家族を扶養している方

※配布された書類の記載内容をよく確認の上、「扶養家族から外すなど」申請が必要な場合、必要書類を添付し、期日までに必ず提出願います。

※(株)帝国ホテルの方は扶養家族を外す場合、健康保険組合に「健康保険被扶養者資格確認調書」をご提出の上、電子申請システム「p-Appli」の「e-pay Portal」より、扶養削除のお手続きも併せて、ご対応いただきますようお願いいたします。尚、電子申請システムの操作方法につきましては、(株)ペイロール社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(株)ペイロール社 お問い合わせ窓口 0570-666-397 平日9:00~18:00
--

※期限までに提出がない場合は令和 8 年 10 月 15 日付で扶養家族登録を削除致します。

1. 対象者 : 上記の扶養家族を有する被保険者

2. 提出先 : 東京・・・帝国ホテル健康保険組合事務所

大阪・・・大阪総支配人室管理課（総務）

京都・・・京都総支配人室

その他・・・帝国ホテル健康保険組合宛、郵送にて提出ください。

（尚、郵送代は自己負担にてお願い致します。）

3. 提出期限 : 令和 8 年 10 月 14 日（水）迄

以上